

## 国立大学法人群馬大学企画戦略室プロジェクトチームに関する申合せ

平成 28. 9. 14 制定

### (趣 旨)

第 1 この申合せは、国立大学法人群馬大学企画戦略室設置要項第 7 の規定に基づき、企画戦略室に置くプロジェクトチームに関し、必要な事項を定める。

### (組 織)

第 2 プロジェクトチームは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 特定の課題に関し、専門的な知識等を有する教員 若干人
- (2) 特定の課題に関し、関連する業務を担当する職員 若干人
- (3) その他学長が必要と認めた者

### (業 務)

第 3 プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特定の課題に関する情報収集、調査及び分析
- (2) 特定の課題に関する対策等の企画立案
- (3) その他特定の課題を解決するために必要な事項

### (チームリーダー)

第 4 プロジェクトチームにチームリーダーを置き、チームリーダーは学長が指名する。

2 チームリーダーは、プロジェクトチームの業務を掌理する。

### (報 告)

第 5 プロジェクトチームの所掌する業務の進捗状況について、チームリーダーは定期的  
に、又は学長の求めに応じて、学長に報告しなければならない。

2 プロジェクトチームの業務が完了したときは、チームリーダーは直ちにその結果を学長に報告しなければならない。

### (解 散)

第 6 プロジェクトチームは、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに解散する。

- (1) 前項第 2 の報告に基づき、学長がプロジェクトチームの業務が完了したと判断したとき。
- (2) 特定の課題の消滅等により、プロジェクトチームを存続させる必要がないと学長が判断したとき。
- (3) その他特別の事情によりプロジェクトチームを存続させることが困難になったとき。

### (事 務)

第 7 プロジェクトチームの事務は、企画戦略室の協力を得て、当該プロジェクトチームの所掌する業務に最も関連の深い事務を担当する課又は事務部において処理する。

### 附 則

この申合せは、平成 28 年 9 月 14 日から施行する。